

格付基準表（土木一式工事及び建築一式工事）

等級	A	B	C	D	E	F	G
格付点数等	850 点以上で、技術者が 7 人以上いる者	750 点以上で、技術者が 3 人以上いる者	650 点以上で、技術者が 2 人以上いる者	649 点～600 点の者	599 点～550 点の者	549 点以下の者	新規の者
<p>（その他の要件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 A 等級及び B 等級については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定により特定建設業の許可を受けている者とする。 2 A 等級については資本金額 4,000 万円以上、B 等級については資本金額 2,000 万円以上とする。 3 奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領により提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）に基づき、A 等級については 1 級技術者 3 人以上を含む技術者 7 人以上とし、B 等級については 1 級技術者 1 人以上を含む技術者 3 人以上とし、C 等級については 1 級又は 2 級技術者 1 人以上を含む技術者 2 人以上とする。 <p>（格付の特例）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通知書の土木一式又は建築一式の完成工事高が 300 万円未満の者は、F 等級に格付する。 2 新規登録者については、G 等級に格付し、格付した年度は入札に参加できないものとする。翌年度は、F 等級に格付し、入札に参加できるものとする。 3 再登録業者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1 年及び 2 年 格付点数に相当する等級 (2) 3 年以上 G 等級（新規） 4 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合で、建設業法第 3 条の規定による許可を受け、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものについては、事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について（昭和 50 年 11 月 10 日建設省厚発第 473 号）に基づき、総評定点を付け、格付する。 							